

- 7月17日 企業結合規制に関する基本的解説
新日鐵住金／山陽特殊製鋼（水平、問題解消措置）
- 9月4日 ベルーナ／さが美（水平、小売業的市場画定）
小田急電鉄／ヒューマニック（垂直の基本を網羅）
USEN／キャンシステム（破綻企業論、高度に複雑）
（以上の事例は全て平成30年度企業結合事例集に登載）
（USEN／キャンについて白石・公正取引825本日配布）
- 9月17日 平成30年度相談事例集（課題事例はScrapboxに掲載）
（相談事例集＝企業結合以外の事前相談の事例集）

I 企業結合規制に関する基本的解説

1 独禁法における位置付け・特色

かりに企業結合が行われたならば、不当な取引制限・私的独占・不公正な取引方法が禁止しようとする事と同等のことが起こりやすくなる、という場合に、企業結合を事前に禁止する。

実際には、禁止要件を満たす場合に問題解消措置の提出を促し、それを条件として企業結合の実行を認めることが多い。

さらに言えば、禁止要件を満たすと公取委が明言しない場合にも、早期に終わらせるため当事会社から「措置」を申し出ることがある。

日本では企業結合を禁止する排除措置命令は昭和40年代が最後。

公取委による対応状況を見て計画を取りやめる会社は、ある模様。

2 条文

(1) 関係条文

10条、13条～17条（次頁冒頭に列挙）

9条・11条は趣旨の異なる規定。12条は空席。

(2) 各条の構造

各条1項 = 違反要件（不公正な取引方法に関する部分はスルー）

各条の中ほど = 届出義務

各条末尾 = 審査手続（法律では大枠と日数のみ）

(3) 俯瞰

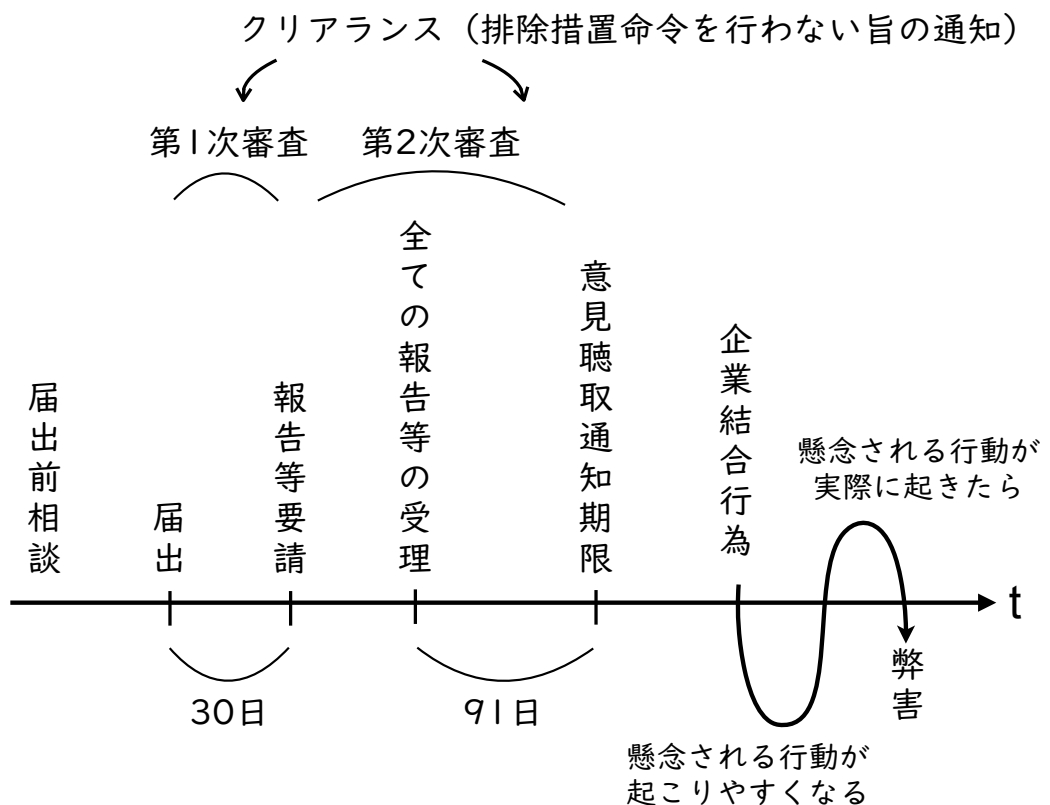
各条1項と各条末尾は共通

各条ごとに届出基準が異なる

- 10条 株式取得（会社による）
- 13条 役員兼任
- 14条 株式取得（会社以外による）
- 15条 合併
- 15条の2 共同新設分割、吸収分割
- 15条の3 共同株式移転
- 16条 事業譲受け
- 17条 （一般条項）

3 公表資料

第2次審査まで進んだものは、終結すると直ちに公表
 それ以外の参考となるものをあわせ、毎年6月に事例集として公表
 当事会社による内容確認を得たうえで公表しているとみられる
 全ての商品役務を書いているか否かは不明
 命令書や審決書に比べれば細かいところまで詰めていない
 性質上仕方がない。そう思って、あまり詰めて読まない、の趣旨。



4 届出義務

事前規制を遺漏なきものとするためのもの

一定以上の規模のもののみ届出義務

10条2項の構造——総論と各論の混在

基本的には株式取得に係る各論

総論概念を初出のたびごとに括弧書（+6項・7項）で定義

15条以下の届出義務はこの総論概念を用いて簡潔に規定

13条・14条は届出義務なし

5 審査手続

10条8項～14項を15条以下の各条が準用

平成23年見直しまで

「事前相談」で決着し、法律に規定された審査手続は儀式化
平成23年見直し以後（新日鐵／住金から）

条文どおりに進めることになった

「対応方針」を公取委が公表

届出義務がある案件を主に念頭に置いたもの

届出義務がないときにも準用

第1次審査

クリアランス後、四半期ごとに公表

会社は、第1次審査で終わらせようとする傾向が強い模様

理由

公表される

報告等対応

公取委の意思決定の重量化

対策

届出前相談その他

取下げ → 再届出

第2次審査

排除措置命令手続に入る（意見聴取通知をする）ことができるのは、
全ての報告等の受理から「90日を経過した日」=91日目まで。

「全て」は提出せず時計を動かさない会社

気にせず時計を動かす会社

確約制度により公取委が時計を少し遅らせることは可能

10条9項3号～7号、11項～14項

6 違反要件

(1) 共通枠組み

行為要件

株式取得・合併など各条ごと

弊害要件

「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」

懸念される行動が起こりやすくなる

懸念される行動が現に起きたら弊害が起きる

因果関係

「により」「によつて」

並行的企業結合

石油会社 H28 事例 3

従前から弊害がある市場

日本製紙／特種東海製紙 H27 事例 1

競争を期待できない市場

ふくおか FG／十八銀行 H30 事例 10 ★

破綻でも救済でも状況同じ

USEN／キャン H30 事例 7

(2) 水平・垂直・混合の分類の実益

懸念される行動として頻出するものが異なる（後記(3)～(5)）

「行為要件」「弊害」「因果関係」は同じことを論ずることになる

(3) 水平型企业結合

懸念される行動として頻出するもの

価格設定の統一・連動

合併・親子会社化株式取得等では当然だが

少数株式取得では当然でない

(4) 垂直型企业結合

懸念される行動として頻出するもの

他方当事会社を用いた競争者排除（「投入物閉鎖」「顧客閉鎖」）

他方当事会社を介しての情報入手

シンプルな事例

小田急電鉄／ヒューマニック H30 事例 12（次回）

(5) 混合型企業結合

懸念される行動として頻出するもの

2つの商品役務を組み合わせた競争者排除（抱き合わせ、割引等）

潜在的競争消滅（他方当事会社の市場に参入しなくなる）

シンプルな事例

中部電力・ダイヤモンドパワー（H25 事例 7）★

(6) 市場画定（一定の取引分野の画定）

プロセスとしての法的判断の中間段階における仮留め

市場画定では取り敢えず除外し市場シェア計算で無視した要素を
「競争の実質的制限」の成否判断で考慮することがよくある

「需要の代替性」

需要者からみて選択肢となる供給者の範囲

→ 需要者はどの範囲か、どのような者か、が前提として重要

「商品役務範囲」「地理的範囲」はこれを議論する際の代表的切り口

「供給の代替性」

商品役務 α を検討している場合、同様の競争状況にある隣接商品役務 β の供給者がその気になれば α の供給に切り替えることができる場合に、 α と β をまとめて1つの市場とする便法

(7) 競争の実質的制限

「価格等がある程度自由に左右」 + 「正当化理由がない」

価格等がある程度自由に左右

牽制力がない

内発的牽制力

他の供給者による牽制力

需要者による牽制力

正当化理由

効率性

3 条件（①固有性、②実現可能性、③需要者に還元）

破綻企業論

因果関係なしと言えない場合も違反なしとなることあり

USEN / キャン H30 事例 7（公正取引 825・次回）

(8) 問題解消措置

違反要件のいずれかを不成立とするもの

大多数の事例：他の供給者による牽制力を増大させる

珍しい事例：因果関係を不成立とする（USEN / キャン）

構造的措置（structural remedy）「原則」

行動的措置（behavioral remedy）…継続的監視が必要

比例原則

II 新日鐵住金／山陽特殊製鋼（H30 事例 4）

必ずしも事例集の見出しにこだわらず、
基本的解説の観点から気になる用語等ごとに解説

1 結合関係 p27

次のいずれか

議決権保有割合 20%超かつ単独 1 位

企業結合 G 第 1 の 1 (1) イの考慮要素を総合考慮

結合関係ある複数社を「当事会社グループ」（企業結合 G 第 2 冒頭）

平成 23 年見直し（前記 I 5）より前は論争の的であった模様

現在は？（公取委の柔軟化・合理化？）

2 51.5%を取得 p27

一体化

価格設定の統一・連動は当然起こる

（内発的牽制力（前記 I 6 (7)）は考えなくてよい）

3 経緯 p27

8 月 17 日 「報告等の要請」

12 月 14 日 「全ての報告等が提出された」

1 月 18 日 クリアランス・公表

4 一定の取引分野の画定（市場画定） pp28-30

「需要の代替性」「供給の代替性」いずれもなし

結局「軸受用小径シームレス鋼管」のみ

29 頁から 30 頁に移ると「軸受用」以外が消えている（?）

「日本全国」

日本を各地方に細分化しない、という場合（本件）

外国を含まず日本のみという場合

需要者の地理的範囲か供給者の地理的範囲か

5 セーフハーバー基準 p30

企業結合ガイドライン第 4 の 1 (3)

「該当しない」→ ダメ 詳細に調べる

6 各「圧力」 pp30-31

これらを総合判断して、価格等のある程度自由に左右することに対する
抑止力（牽制力）となるかどうかを検討

7 「単独」 pp31-32

「単独」によって価格等を左右する（競争を実質的に制限する）

「協調的行動」で価格等を左右する（競争を実質的に制限する）

区別不可能・区別実益なし（私見）

本件は、企業結合後 100%なので「単独」のみに言及

8 問題解消措置 pp32-33

(1) バーチャルな譲渡

「設備譲渡」＝ 限定した設備の「一定割合の持分」を譲渡

「商権譲渡」＝ 顧客の譲渡、「使用推奨」

(2) 「構造的措置か行動的措置か」

法的効果

「原則」であり、すんなり認められやすいか

「原則」でないので、公取委に対し一層の説明が必要か

法的要件

1 回で終わるなら、すんなり認められやすい

こういうものに「構造的措置」という名前を付けている

1 回では終わらず、継続的監視が必要なもの

こういうものに「行動的措置」という名前を付けている

本件

1 箇所の製鉄所で多様な鉄鋼製品を生産（暗黙の前提？）

→ 比例原則（前記 I 6 (8)）により行動的措置を正当化？

(3) 支援を受ける者が価格等左右への牽制力となる必要

能力 (ability) と意欲 (incentive)

本件では神戸製鋼所

第 6 の 1 と 2 (p33) は「能力」のみを確認している？

白石先生から、レジュメに基づき説明が行われた後、新日鐵住金／山陽特殊製鋼の事例について、概要、以下のとおり、議論が行われた。

- 自動車メーカー等最終需要者からの競争圧力も限定的とされているが、自動車メーカーは軸受用小径シームレス鋼管以外にも当事者から購入しているのだから、他の商品をテコに価格交渉力を発揮する可能性もあるのではないか。

神戸製鋼所は一定限度の操業生産を山陽特殊製鋼に委託できるが、当事者が価格を引き上げたからといってシェアを拡大することができるのか。

- 中径及び大径のシームレス鋼管とは供給の代替性が認められないとされているが、どちらも材質のほとんどが特殊鋼なので、最後の加工の過程が異なるとしても加工の部分の比重が小さいのであれば、供給の代替性を認めてもよいのではないか。

当事者は元々協調的で、本件結合により競争制限が生じるということではないのではないか。

商圏譲渡するとしているが、神戸製鋼所が望んだ販売先が譲渡されるのか、譲渡はどのような方法によるのか。カルテルそのものと言えるのではないか。

- 10分野のうち残りの9分野については問題なしとしているが、記述が簡略で、本当に問題がないのかどうか説得的でない。

問題解消措置として、単に生産を委託するだけでなく、設備の持分の一部

の譲渡まで必要なのか。

問題解消措置については、未来永劫、継続する必要があるのか。期間が限られる場合の相場観はどの程度か。

- ご指摘は、いずれももつともと思われるが、公表文に記載のない部分については、問題があるから記載しないのか、問題がないから記載しないのか、法的措置の場合とは異なり、何とも言えない。

本件では、元々当事者が協調的だった可能性もあるが、日本製紙の事例のような記載はない。また、結合後の協調的行動についても触れられていない。

問題解消措置については、結合を公取に認めてもらうために当事者として多少必要のないものまで含めている可能性もある。カルテルの可能性については、いったん取引先を譲渡した後にはしっかり競争しなければならないということではないか。

外国の問題解消措置には、サンセット条項が明確に書かれていることも多い。本件で5年間とされているのは、あくまでも公取への報告の期間である。

- ■ 譲渡の場合には構造的で永続的な措置を採ったとみられるが、長期引取権の場合には、5年から10年とされることが多いのではないかと。海外の場合には、具体的な期限が明示される場合もあれば、「こうなったら」といった停止条件を付ける場合もある。